

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、
参考となる他自治体の条例事例(⑧基金)

目次

1.	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例.....	1
2.	浦安市市民活動基金条例	5
3.	ニセコ町ふるさとづくり寄付条例.....	6
4.	中野区区民公益活動の推進に関する条例	8
5.	東京都北区協働推進基金条例	11

.....

1. 杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例

平成 14 年 3 月 19 日

条例第 7 号

21 世紀の杉並区の将来像「区民が創(つく)る「みどりの都市」杉並」の実現を目指し、人と自然と都市の活力が調和した住みよいまちを築くことは、区民の心からの願いです。

杉並区では、環境、福祉、教育などの多くの分野で区民の自主的な活動が展開されてきました。こうした活動をさらに発展させ、区民一人ひとりがまちづくりの主人公としての自覚を持ち、それぞれの能力を生かしながら、地域社会づくりに参加していくことが、杉並区の将来像の実現のために、何よりも大切です。

特に近年は、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していく活動が広がっています。こうした活動を担うのが、ボランティアであり、NPOです。

社会的サービスの提供やまちづくりに主体的にかかわる区民の活動が求められている中で、自発性、創造性、柔軟性、多様性などの特性を兼ね備えたNPO・ボランティア活動を推進していくことが必要です。

同時に、このような区民の活動を土台にした協働の推進が求められています。区民、NPO・ボランティア、事業者などの地域社会を構成する人々や区が、それぞれの役割と責任を果たしながら、対等な立場で、お互いの良いところを出し合い、共に手を携えて取り組むことで、豊かさや活力のある地域社会を築くことができます。

こうした認識から、杉並区では、「区民と行政が役割と責任を分かちあうパートナーシップ(協働)」をこれからの区政運営とまちづくりの基本としています。NPO・ボランティアの生き生きとした活動と豊かで多様な協働の推進を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、区民が自発的かつ継続的に行う自主的な社会貢献性のある活動を保障するとともに、区民、NPO・ボランティア(以下「NPO等」という。)、事業者及び杉並区(以下「区」という。)

の協働の基本理念を定め、並びにそれぞれの役割及び責務を明らかにし、区の支援策を定めることにより、NPO等の活動並びに区民、NPO等、事業者及び区の協働の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「NPO」とは、特定の社会的な課題に自主的に取り組むことを通じて組織化される、社会貢献性のある、一定の継続性を持った民間非営利団体をいう。

2 この条例において「ボランティア」とは、社会的な課題に対して共感し、自発的な意思と自己責任に基づき、その課題の解決に向けて行動する個人及び団体をいう。

(基本理念)

第3条 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの役割及び責務を自覚し、対等な立場に立って、協働を進めなければならない。

2 区民、NPO等、事業者及び区は、協働を進めるに当たって、必要な情報を提供し、共有するよう努めなければならない。

3 区民、NPO等、事業者及び区は、相互に考え方や意見を交換する場を持つよう努めなければならない。

4 区民、NPO等、事業者及び区は、それぞれの立場や特性についての理解に努めなければならない。

5 区民、NPO等、事業者及び区は、共通の目的を探り、一致した目的に向かって協働を進めるよう努めなければならない。

6 区は、NPO等の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

7 NPO等は、自立して活動するよう努めるものとする。

8 区民、NPO等、事業者及び区は、協働により進めている事業や活動について、一定の時期に評価し、見直していくよう努めなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条の基本理念に基づき、自治の担い手として、区政に参画するとともに、地域での自主的な活動が果たす役割について理解を深め、身近な地域課題に対し、自発的に力を合わせて解決していくよう努めなければならない。

(NPO等の役割)

第5条 NPO等は、第3条の基本理念に基づき、自己の責任の下に活動することにより、広く区民から理解され、支持されるとともに、必要に応じて、他のNPO等、事業者及び区と連携して活動するよう努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、第3条の基本理念に基づき、地域社会の一員として、区民、NPO等及び区との協働に関する理解を深め、地域との共存を図り周辺住民と協力し、地域社会に貢献するよう努めなければならない。

(区の責務)

第7条 区は、第3条の基本理念に基づき、NPO等の自主性及び自立性を尊重した上で、その活動が発展するよう側面から支援するとともに、区民、NPO等及び事業者との協働を推進するよう努めなければならない。

(区の施策)

第8条 区は、NPO等の活動及び協働の推進を図るため、次に掲げる施策を実施する。

- 一 NPO等の活動の拠点を整備すること。
- 二 活動場所の提供に関する事。
- 三 人材の育成等に関する事。
- 四 情報の収集及び提供に関する事。
- 五 資金確保への支援に関する事。
- 六 活動の機会の提供等に関する事。
- 七 広報及び啓発に関する事。
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 区は、自らの行政役割を見直し、NPO等の特性を活(い)かせる業務については、NPO等に委ね、NPO等の活動の機会を拡大するよう努めなければならない。

(NPO等の活動拠点の機能等)

第9条 前条第1項第一号に規定する拠点は、次の機能を有するものとする。

- 一 NPO等の活動に関する総合的な相談に関する事。
- 二 NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関する事。
- 三 区民の要望とNPO等の活動との調整に関する事。
- 四 NPO等、区民、事業者及び区相互の交流及び協働の推進に関する事。
- 五 人材の育成等に関する事。
- 六 NPO等の活動に係る調査及び研究に関する事。
- 七 その他NPO等の活動の支援及び推進に関する事。

2 区は、前条第1項第一号に規定する拠点の運営を、公共的団体に委ね、NPO等の意見が反映されるよう努めなければならない。

(基金の設置)

第10条 区は、NPOに対して、活動に必要な資金を助成し、NPOの活動を推進するため、杉並区NPO支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第11条 基金として積み立てる額は、前条に規定する基金の設置目的のための寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(基金の管理)

第12条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第13条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第14条 基金は、第10条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(資金の助成)

第15条 区長は、前条の規定に基づき処分された基金の額を財源として、NPOに対して、助成をすることができる。

2 区長は、資金の助成申請があった場合は、別に定める審査基準に基づき、杉並区NPO等活動推進協議会（以下「協議会」という。）の審査を経て、助成を決定するものとする。

（協議会の設置）

第 16 条 NPO等の活動及び協働の推進に関し必要な事項の審議等を行うため、区長の附属機関として、協議会を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

一 NPO等の活動及び協働の推進に係る調査審議に関すること。

二 前条第二項に規定する審査に関すること。

3 協議会は、NPO等の活動及び協働の推進に関し、区長に意見を述べることができる。

4 協議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

（協議会の組織）

第 17 条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員 10 名以内をもって組織する。

一 区民

二 NPO等活動関係者

三 学識経験者

四 その他区長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の会長）

第 18 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（協議会の会議）

第 19 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（委任）

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年杉並区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 浦安市市民活動基金条例

平成 14 年 3 月 22 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 本市は、ボランティア活動、特定非営利活動(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動をいう。)など不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした市民が行う営利を目的としない自由な社会貢献活動(以下「市民活動」という。)に対する寄附者の篤志を尊重し、その寄附金を市民活動を促進する事業の費用に充てることにより、市民活動の促進を図るため、浦安市市民活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、市民活動を促進する事業の費用に充てるもののほか、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、市民活動を促進する事業の財源に充てるときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

3. ニセコ町ふるさとづくり寄付条例

平成 16 年 9 月 17 日

条例第 22 号

ニセコ町は、これまで多くの人びとに支えられ、100 年を越える歩みを刻んできました。大正 11 年に自らの農地を無償解放した文豪有島武郎の遺訓「相互扶助」の精神は、人を思いやり、助け合う優しい心を育ててきたわたしたちの社会に今も息づいています。

わたしたちは、次世代にこの相互扶助の精神を引き継ぐとともに、ニセコのまちづくりへの共感やふるさとへ想いを持つ人びとの地域づくりへの参加手法として寄付金による基金を設置し、新たな住民参加型の自治を進めるため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、ニセコ町まちづくり基本条例(平成 12 年ニセコ町条例第 45 号)第 13 条及び第 50 条の規定に基づき、寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、多様な人びとの参加による個性あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第 2 条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 森林資源の維持、保全及び整備に関する事業
- (2) 環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業
- (3) 自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業
- (4) 有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館特別展に関する事業
- (5) 住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業

(基金の設置)

第 3 条 前条に規定する事業に充てるため寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、ニセコ町ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄付金の指定等)

第 4 条 寄付者は、第 2 条各号に規定する事業のうちから自らの寄付金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて、町長が当該事業の指定を行うものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合直ちに寄付者にその内容を報告しなければならない。

(寄付者への配慮)

第 5 条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第 6 条 基金として積み立てる額は、第 4 条の規定により寄付された寄付金の額とする。

(基金の管理)

第 7 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第10条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第11条 町長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月19日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

4. 中野区区民公益活動の推進に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 42 号

(目的)

第 1 条 この条例は、区民の公益活動の推進に係る基本理念を定め、区民、区民公益活動を行う団体、事業者及び中野区(以下「区」という。)の役割を明らかにするとともに、区民の公益活動に関する基本的な事項を定めることにより、区民の公益活動の推進を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「区民公益活動」とは、区民が自発的に行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動であつて、営利を目的としないものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(基本理念)

第 3 条 区民公益活動は、区民、区民公益活動を行う団体、事業者及び区が、それぞれの役割の下に、責任をもって、自主性及び自律性を尊重しながら推進する。

(区民の役割)

第 4 条 区民は、区民公益活動への理解を深め、その推進に協力するよう努めるものとする。

(区民公益活動を行う団体の役割)

第 5 条 区民公益活動を行う団体は、その活動が広く地域社会全体に理解されるよう、活動内容等について情報の公開に努めるとともに、必要に応じて、他の区民公益活動を行う団体、事業者及び区と連携を図り、協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、地域社会の一員として区民公益活動への理解を深め、区内における区民公益活動の発展に協力するよう努めるものとする。

(区の役割)

第 7 条 区は、区民公益活動を推進するために必要な施策を実施し、区民公益活動を行う団体と連携を図り、協力して事業を行うよう努めなければならない。

(区民公益活動への支援等)

第 8 条 区は、区民公益活動を推進するため、情報及び活動の場の提供等の支援を行うものとする。
2 区は、区民公益活動が区の政策目的の実現に貢献し、かつ、区民公益活動の特長が生かせる分野については、予算の範囲内で当該区民公益活動に対し資金を助成することができるものとし、及び業務の委託等により参入機会の提供に努めるものとする。

(基金の設置)

第 9 条 区は、区民公益活動を行う団体に対し、広く区民公益活動に必要な資金の助成(前条第 2 項の規定により助成を受ける場合を除く。)を行うため、中野区区民公益活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立額)

第 10 条 基金として積み立てる額は、次に掲げるところによる。

- (1) 前条に規定する基金の設置目的のための寄附金
- (2) 中野区一般会計予算で定める額

(基金の管理)

第 11 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 12 条 基金の運用から生ずる収益は、中野区一般会計予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第 13 条 基金は、第 9 条に規定する資金の助成の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金からの助成)

第 14 条 区長は、処分した基金の額を財源として、区民公益活動を行う団体の区民公益活動に対して、助成することができる。

2 区長は、資金の助成申請があった場合は、区長が別に定める審査基準に基づき、次条に規定する中野区区民公益活動推進協議会の審査を経て、助成を決定する。

(協議会の設置)

第 15 条 区民公益活動の推進を図るため、区長の附属機関として、中野区区民公益活動推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議又は審査を行う。

(1) 区民公益活動を行う団体への資金の助成その他区民公益活動の推進に関する事項について審議すること。

(2) 基金から区民公益活動を行う団体への助成について審査すること。

3 協議会は、前項の諮問に対する答申のほか、区民公益活動の推進に関して、区長に意見を述べることができる。

(協議会の委員)

第 16 条 協議会は、区民及び学識経験者のうちから区長が委嘱する委員 10 人以内をもって構成する。

2 委員のうち、前条第 2 項第 2 号に規定する事項について直接利害関係のある者は、その審査に加わることはできない。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条から第 16 条までの規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

5. 東京都北区協働推進基金条例

平成 19 年 3 月 27 日

条例第 1 号

(設置)

第 1 条 区民による主体的な公益活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため、東京都北区協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、東京都北区一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

2 前条の趣旨に添う寄付金があつた場合には、当該寄付金は、予算に計上した上、基金に追加して積み立てるものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 区長は、第 1 条の目的を達成するため、必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。